独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金及び災害共済給付金の利息に関する事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成 25 年 4 月 20 日

国立大学法人東京学芸大学長
村　松　泰　子

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金及び災害共済給付金の利息に関する事務取扱要項の一部を改正する要項

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金及び災害共済給付金の利息に関する事務取扱要項の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金及び災害共済給付金の利息に関する事務取扱要項の一部改正について

改正理由：独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」が運用されたことに伴い、これを使用し給付手続きの簡素化を図るため所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に関する事務取扱要項	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金及び災害共済給付金の利息に関する事務取扱要項
（趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の各附属学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）災害共済給付金に関する経理事務については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）及びこれに基づく特別の定めによるほかこの要項に定めるところによる。	（趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の各附属学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）災害共済給付金及び災害共済給付金の利息に関する経理事務については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）及びこれに基づく特別の定めによるほかこの要項に定めるところによる。
（定義） 第２条　この要項において「災害共済給付金」とは，スポーツ振興センターから支払いされる給付金をいう。 ２　削る	（定義） 第２条　この要項において「災害共済給付金」とは，スポーツ振興センターから支払いされる給付金をいう。 ２　この要項において「利息」とは，前項の給付金に付された銀行利息をいう。
（請求） 第３条　各附属学校の長（附属幼稚園小金井園舎は附属小金井小学校，附属幼稚園竹早園舎は附属竹早小学校に含む。以下同じ。）は，当該附属学校において，災害共済給付に該当する災害が発生した場合は，毎月分をとりまとめ，当該月の末日（死亡見舞金については，その都度）までに本学学長へ支払請求の手続きを依頼するものとする。 ２　学長は，前項の請求依頼を受けたときは，当該月の翌月10日までに出納命令役にスポーツ振興センターへの給付金の支払請求の措置を行わせるものとする。	（請求） 第３条　各附属学校の長（附属幼稚園小金井園舎は附属小金井小学校，附属幼稚園竹早園舎は，附属竹早小学校に含む。以下同じ。）は，当該附属学校において，災害共済給付に該当する災害が発生した場合は，毎月分をとりまとめ，翌月の10日（死亡見舞金については，その都度）までに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第４条第５項第１号に定める様式により，スポーツ振興センターに対し，給付金の支払請求をするものとする。
（受入れ） 第４条　出納命令役は，第３条の請求に基づく給付金の受入れについて，出納役に対して指定の預金口座に受入保管させるものとする。 ２　出納役は，前項により受入れた給付金について，速やかに出納命令役に報告しなければならない。	（受入れ） 第４条　各附属学校の長は，第３条の請求に基づく給付金を本学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）で規定する各分任預り金出納役（以下「出納役」という。）の預金口座に受入保管させるものとする。 ２　出納役は，前項の受入保管された給付金に利息が生じた場合は，直ちに本学の

	指定する口座に納付しなければならない。
３　削る	３　前２項の給付金及び利息を受入れるときは，給付金受入計算書（別紙様式第１号）を作成するものとする。
（払出し） 第５条　出納命令役は，第４条第２項の報告を受けたときは，出納役に対して受給者の指定する預金口座へ払い込ませなければならない。 ２　出納命令役は，前項の払い込みが完了したときは，附属学校の長に払込通知書を送付しなければならない。	（払出し） 第５条　出納役は，受給者に給付金を払い渡し，又は利息を本学の収入に払い出す場合は，給付金払渡計算書（別紙様式第２号）を作成するものとする。
（保管） 第６条　附属学校の長は，第５条で送付を受けた払込通知書を受領したときは，第３条で請求依頼した書類の写しとともに保管しなければならない。	（帳簿） 第６条　出納役は，現金出納簿を備え付け，現金の受入れ及び払出しを記帳整理するものとする。
第７条　削る	（報告） 第７条　出納役は，第４条で指定している預金口座について，年度末日をもって現金出納簿を締め切り，遅滞なく出納命令役に残高を報告しなければならない。
削る	別紙様式第１号・別紙様式第２号
附　則 この要項は，平成25年４月20日から施行し，平成25年5月の給付金請求分から適用する。	